

議案第76号

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認知症対応型通所介護の事業の利用定員等の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第12条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改める。

第29条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第34条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第38条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第38条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者

に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第32条第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供したことにより事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第39条中「第15条から第18条まで」を「第15条、第16条、第18条」に改める。

第42条第1項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第90条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「25」を「29」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の数の2分の1から15（登録定員の数が25を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12）まで

登録定員の数	利用定員の数
26又は27	16
28	17
29	18

第46条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改める。

第53条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第55条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と市長が認める場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第64条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第68条を次のように改める。

第68条 削除

第76条第7項中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第87条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第88条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第89条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第90条の見出しを「(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)」に改め、同条中

「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第91条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「25」を「29」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業を」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の数¹の2分の1から15（登録定員²の数が25を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所³にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員²の数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員⁴の数）まで

登録定員の数	利用定員の数
26又は27	16
28	17
29	18

第92条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第93条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、その」に改める。

第94条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第3項及び第4項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第95条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第96条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。